

福島労発基 0316 第 11 号
令和 8 年 3 月 16 日

関係団体の長 殿

福島労働局長

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の
充実等に関する法律第 8 章の規定等の施行等について（通達）

日頃から労働行政の推進に格段の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 63 号。以下「改正法」という。）により、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号。以下「法」という。）第 8 章において、治療と就業の両立支援に関する規定が新設されたところです。

また、令和 8 年 2 月 10 日に労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 13 号。以下、「改正省令」という。）が公布され、さらに、令和 8 年 2 月 10 日に治療と就業の両立支援指針（令和 8 年厚生労働省告示第 28 号。以下「指針」という。）が告示され、改正法等はいずれも令和 8 年 4 月 1 日から施行又は適用することとされたところです。

改正法による改正後の法第 8 章の規定及び関連規定、改正省令による改正後の労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和 41 年労働省令第 23 号。以下「則」という。）の規定並びに指針の取扱いは下記のとおりですので、関係事業場に対し、改正の内容等を周知いただきますよう、お願いいたします。

なお、治療と就業の両立支援指針等については、本通知の末尾に「治療と仕事のポータルナビ」ホームページの QR コードを付しましたので、そちらよりご確認いただきますようお願いいたします。

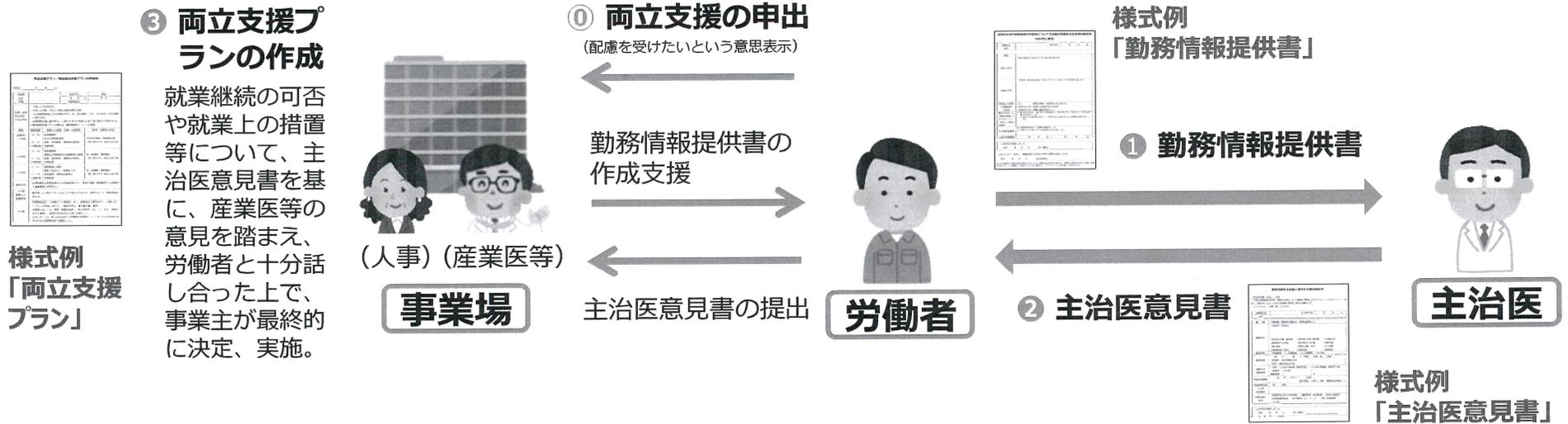
記

第 1 改正の要点

1 治療と就業の両立支援（法第 8 章）関係

治療と就業の両立支援の流れ

様式例「勤務情報提供書」・「主治医意見書」を用いる場合



様式例「両立支援カード」を用いる場合

